

財産説明書

財産番号	2	施設名称	尾道市因島フラワーセンター				
所在地	尾道市因島重井町1182番地1						
施設の概要							
<p>因島地域の花きの生産や観光の振興、雇用機会の創出を目的として、平成2年4月に「広島県立因島フラワーセンター」としてオープンした。 平成19年4月に広島県から尾道市へ施設が移管され、リニューアルオープンしたが、入園者数の減少等により、平成24年4月以降は市が無料公園として運営している。</p>							
敷地の面積		28,478.77 m ²		建物の延床面積			
				2,973.85 m ²			
主 な 建 物	名称	用途	構造		床面積(m ²)	建築年	
	大温室	温室	鉄骨造平家建		1,409.83	平成元年4月	
	栽培育成温室	温室	鉄骨造平家建		209.31	平成元年4月	
	フラワー会館	事務所	鉄筋コンクリート造平家建		248.00	平成元年4月	
	レストハウス棟	倉庫	鉄筋コンクリート造平家建		116.64	平成元年4月	
	収納舎	倉庫	鉄骨造平家建		189.89	昭和61年2月	
接面道路の状況		西（道路法の道路）幅員約7m／南（道路法の道路）幅員約6m					
都市計画区域		非線引き都市計画区域					
用途地域		指定なし					
建ぺい率		70		容積率		400	
その他等 の令等 に基づく 制限		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域 ・土砂災害警戒区域（土石流） ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜） 					
電気		可		公共下水道		不可	
上水道		可		都市ガス		不可	
土砂災害警戒区域等の指定			敷地内に土石流警戒区域と、急傾斜地特別警戒区域に該当する部分あり				

活用の条件（尾道市が希望する条件であり、自由提案も可）	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象物件の有効活用による地域活性化を図るため、地域経済の活性化や交流人口の拡大に繋がる事業であること。 ・来訪者や地域の憩いの場としての機能が確保されること。 	

位置図



本件財産は因島の北部に位置し、敷地からは西側に瀬戸内海の美しい海を眺めることができる。敷地の西側と南側は広い道路に接しているほか、しまなみ海道因島北ICから県道367号を重井方面へ5分（約2km）の距離にあるため、島外からのアクセスも良好である。

外観

